

令和5年5月10日

舟橋村立小中学校  
保護者各位

舟橋村教育委員会

「新型コロナウイルス感染症治癒報告書」の提出等について（お願い）

日頃より、標記感染症予防対策にご理解とご協力をいただき、深く感謝いたします。

さて、先日お知らせしましたように、この8日(月)から当感染症が5類感染症へ移行したことから、今後はインフルエンザと同様、保護者の記入による治癒報告書を提出していただくことになりましたので、ご協力をお願いいたします。（陰性証明や医療機関が発行する検査結果を提出する必要はありません。）

また、下記の事項についてご理解いただきますようお願いいたします。

記

1 新型コロナウイルス感染症の出席停止期間について

当感染症への感染が確認された場合は、法令の規定により「出席停止」となります。その間は、休んでも欠席日数には含まれません。出席停止の期間は、次の通りです。

（※ 最低でも5日間は、出席停止となります。）

＜新型コロナウイルス感染症の出席停止の期間の基準＞

発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで

（令和5年5月8日から施行）

2 「発症した後5日」の数え方について

発熱、のどの痛み、咳、頭痛等、普段と異なる症状が出た日が発症日で、0日目となります。裏面の「新型コロナウイルス感染症治癒報告書」の早見表にてご確認ください。

（この報告書は、学校ホームページにも掲載しますので、必要な際にご活用ください。）

3 「症状が軽快」の解釈について

解熱剤を使用せずに熱が下がり、かつ、せき等の症状が改善傾向にある状態を指します。

4 無症状の感染者に対する出席停止の期間

検査キット等で検査し、陽性が判明した場合、検体を採取した日（0日目）から5日を経過するまで出席停止となります。

5 同居家族に感染者が出た場合

お子様が無症状であっても感染が心配な際は、検査をお勧めします。なお、検査結果が出るまでに学校を休まれた場合は「出席停止」となり、欠席日数には含まれません。

6 再登校に際してのお願い

当感染症は、発症から10日を経過するまでは、ウイルス排出の可能性があるとされています。療養後再登校する際は、周囲への配慮として、なるべくマスクの着用をお願いいたします。